

備中保健所

資料2

- 1 たばこ対策 【保健課】
- 2 感染症対策 【保健課】
- 3 切れ目のない母子保健対策 【保健課】
- 4 地域包括を含めるフレイル予防 【保健課】
- 5 HACCPによる衛生管理について 【衛生課】

1 たばこ対策

(1)改正健康増進法について

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わりました。施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月1日から施行され、その後順次施行が進められていく予定です。

改正健康増進法の体系	第一種施設(子どもや患者等に特に配慮) ・学校、児童福祉施設・病院、診療所 ・行政機関の庁舎等	○敷地内禁煙 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる	2019年 7月1日 施行
	第二種施設(上記以外の施設*) ・事務所・工場 ・ホテル、旅館・飲食店 ・旅客運送事業船舶、鉄道 ・国会、裁判所等 *個人の自宅やホテル等の客室など人の居住の用に供する場所は適用除外	○原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要) 経営判断により選択	2020年 4月1日 施行
	【経過措置】 既存の経営規模の 小さな飲食店 ・個人又は中小企業が経営 ・客席面積が100㎡以下	屋内禁煙 or 喫煙専用室設置(※) or 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)	経営判断等
	喫煙目的施設 ・喫煙を主目的とするバー、スナック等 ・店内で喫煙可能なたばこ販売店・公衆喫煙所	○喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能	
	屋外や家庭など	○施設内で喫煙可能(※)	2019年 1月24日 施行
屋外や家庭など	○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮 (例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮	2019年 1月24日 施行	

※全ての施設で喫煙可能部分には、
 ①喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
 ②喫・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

1 たばこ対策

(2)施設の状況

備中保健所管内（倉敷市を除く）の敷地内禁煙実態調査

令和元年8月末現在

施設の区分	施設種別の番号	施設の種別	左記の小分類	対象施設数	回答数(A)	①敷地内全面禁煙		②特定屋外喫煙場所設置施設数	
						施設数(B)	(実施率)(B/A)		
第一種施設	1	保健・福祉・医療施設	病院	17	12	7	(58.3%)	5	
			診療所	154	104	86	(82.7%)	18	
			薬局	88	50	48	(96.0%)	2	
			児童福祉施設(保育所、認定こども園)	100	84	78	(92.9%)	6	
			社会福祉施設	16	11	5	(45.5%)	6	
			歯科診療所（保健所届け出）	106	64	59	(92.2%)	5	
			施術所	66	40	35	(87.5%)	5	
	2	官公庁施設	国行政機関(施設)	4	4	0	(0.0%)	4	
			県行政機関(施設)	2	2	0	(0.0%)	2	
			市町行政機関(施設)	20	17	8	(47.1%)	9	
	3	教育関係機関	幼稚園	49	35	35	(100.0%)	0	
			小学校	62	45	44	(97.8%)	1	
			中学校	25	21	21	(100.0%)	0	
			高等学校	13	12	11	(91.7%)	1	
			大学・研究機関	1	1	1	(100.0%)	0	
			その他（専修学校・各種学校等）	0					
	合計				723	502	438	(87.3%)	64

(備考) 対象施設数は平成31年4月1日現在

《回答率69.4%》

1 たばこ対策

(3)岡山県の取組について

敷地内全面禁煙実施施設の認定



岡山県では受動喫煙を防止する環境づくりを進めることを目的として、敷地内全面禁煙実施施設の認定を行う事業を行っています。

認定施設には認定証（ステッカー）を交付し、希望される場合は県ホームページに施設名等を掲載します。

本認定制度は、健康増進法で定められた受動喫煙対策よりも一層進んだ取組である「敷地内全面禁煙」（敷地内に喫煙場所を一切設けない）の実施を推進するための制度です。

地域での啓発



JR総社駅



世界禁煙デーに愛育委員と協働して、たばこの害に関する啓発活動をJRの駅で行いました。

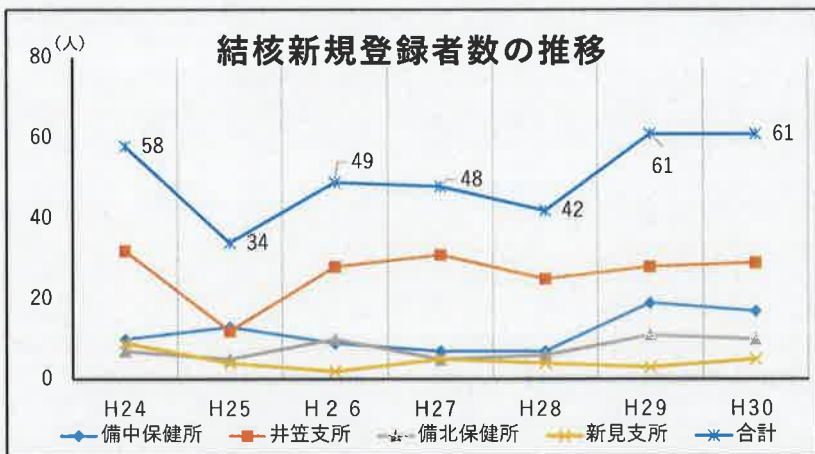
2 感染症対策

・結核対策

結核は、現在でも、全国で毎年1万5千人近くの方が発症し、約2千人の方が亡くなっており、岡山県でも年間200人近くの方が発症しています。管内においても横ばい状況であり、感染拡大の防止や服薬支援など患者支援に努めています。

・新型インフルエンザ対策

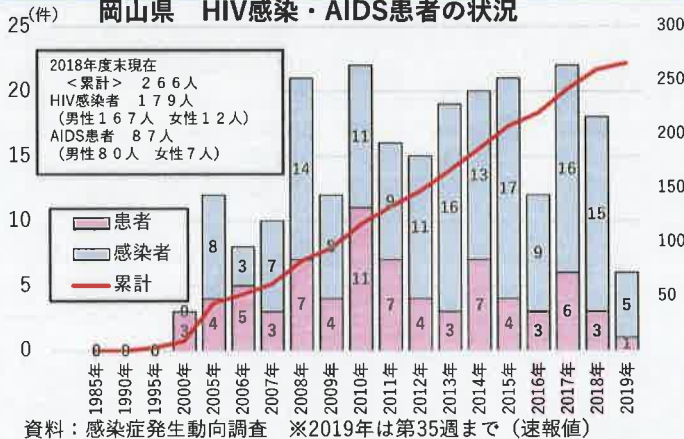
岡山県新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき、平常時・発生時における関係機関との連携体制を強化し、感染症防止のための体制整備を図ります。また新型インフルエンザ等発生した際の対応について、医療機関や消防関係者等の関係機関に対する研修等を積極的に行います。



2 感染症対策

(1)エイズ等感染症対策～地域における普及啓発～

岡山県 HIV感染・AIDS患者の状況



県内の新規HIV感染者・エイズ患者の発生年代は20～40代が中心です。学校等における出前講座や相談及び検査を実施しHIV等の性感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。梅毒報告者数は、平成26年から年々増加傾向にあり、平成29年は、前年の4倍以上の急増がみられました。平成30年は、平成29年よりもわずかに発生数は減少していますが、また梅毒は20歳代の女性の報告者数が増加しており、人口100万人あたりの報告数は東京都・大阪府に次いで全国で第3位と多い状況です

岡山県 梅毒患者発生報告数(2019.9.4現在)



3 切れ目のない母子保健対策

<平成30年度>

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるように妊産婦等に対し心身のケアや安心して子育てができる支援体制の整備を進める。

(1) 妊娠出産子育てへのサポート

未来のパパ&ママを育てる出前講座事業



総社南高校での実施の様子

《平成30年度実績》
備中本所 1校295人
井笠支所 2校792人

研修後のアンケート結果から

- ・年齢が上がると、妊娠する確率がそんなに下がるとは思ってなかった。
- ・妊娠も含め、自分が今後どうしていきたいかきちんと考えようと思った。

不妊に悩む方への特定治療支援事業

助成件数 本所：77件 支所：89件 《平成30年度実績》

備中県民局管内周産期医療の状況（妊娠期からの医療連携資料）

令和元年9月1日現在

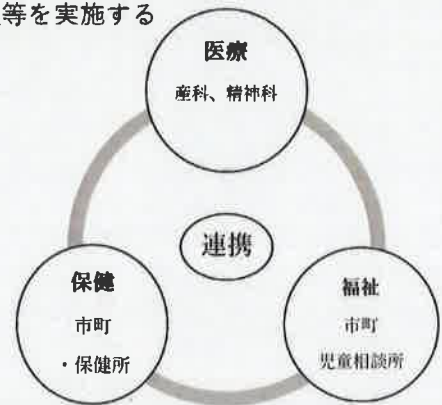


備中保健所母子健康包括支援センター体制強化事業<令和元年度>

市町村が設置する母子健康包括支援センターや妊娠・出産包括支援事業の取り組みを強化するため関係者の研修会の実施。医療機関との連携の中で産後支援を強化し、問題を抱えた母子の早期発見と適切なフォローにつなげる

産後支援強化研修会の開催

備中県民局管内（倉敷市を含む）産科・精神科医療機関・助産所・行政職員を対象に、妊娠期からの切れ目のない支援ができるよう、講演や情報提供、意見交換等を実施する



産後の母子への支援のあり方検討会の開催

管内産科医療機関との連絡会議の開催支援

備中県民局管内の産科・精神科医療機関と行政の連携強化のため、ハイリスク妊産婦の現状や支援状況等について課題を共有し、顔の見えるネットワーク構築のため連絡会を開催

管内母子保健担当者会議の開催

市町とともに母子保健の現状や課題を整理・分析し、産科医療機関との連携体制の強化や今後の取り組みの方向性等の検討を行っている

(2) 子どもの健全な発育・発達の促進・健やかに生まれ育つ環境づくりの促進

<平成30年度実績>

子どもの心と体の健全な発達支援や児童虐待の発生予防など市町の母子保健事業への支援や支援体制づくりを推進した。

①子ども発達支援相談

	備中 本所	井笠 支所
実施回数	3	12
相談件数 (延)	12	34

専門家による発達支援相談



主な相談

指示が入らない
集団行動がとりにくい
多動・落ち着きがない
言葉の遅れ
マイペース

②すこやか親子教室（備中本所）

開催回数	参加人数
10回	子 実3人 (延20人) 親 実2人 (延19人)



育児不安等のある親を対象に、グループでの話し合いを通して、育児対応力の向上を図っている（モデル事業）

③地域支援システム構築に向けた連携会議の実施

母子保健連絡会議
地域支援連絡会議
市町実施の会議への参画
・要保護児童対策地域協議会
・管内障害者自立支援協議会
・ケース検討会議への参画等



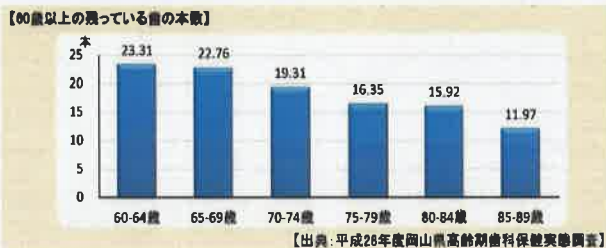
- ④先天性代謝異常等検査 要精検 : 本所 4人 支所 1人
⑤小児慢性特定疾病医療費支給事業 : 本所87人 支所148人

4 地域包括を含めるフレイル予防

自分の口から食べることを支える備中プロジェクト～オーラルフレイル予防～

現状と課題

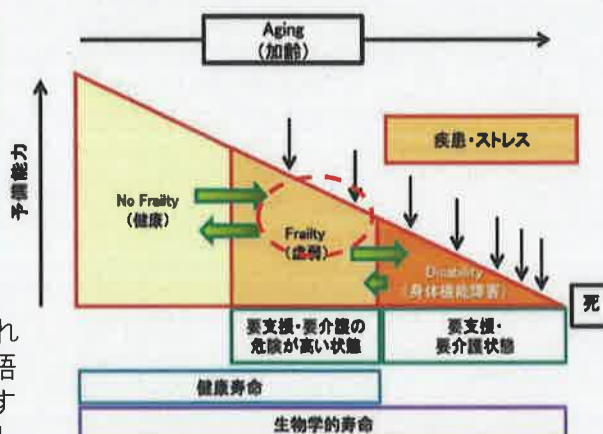
80歳で自分の歯を20本以上持っている者の割合は、平成22年度（2010年度）は32.0%、平成28年度（2016年度）は42.8%になっている。また年代別の一人平均残存歯数は、加齢とともに減少している。かかりつけ歯科医を持つことは、健康寿命の延伸やQOLの維持・向上のために重要である。80歳を超えても、自分の歯を20本以上持っている者は、外出頻度が高く、身の回りのことも自分でできる者が多いと言われており、県をあげて歯と口の健康づくりに取り組む必要がある。（第2次岡山県歯科保健計画より一部抜粋）



フレイルとは

フレイルは、海外の老年医学の分野で使用されている英語の「Frailty（フレイルティ）」が語源となっています。「Frailty」を日本語に訳すと「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などを意味します。

公益財団法人長寿科学振興財団HPより



出典：長寿医療研究センター病院レター 第48号
 虚弱（フレイル）の評価を診療の中に
<http://www.ncgg.go.jp/hospital/pdf/news/Hospitalletter48.pdf>

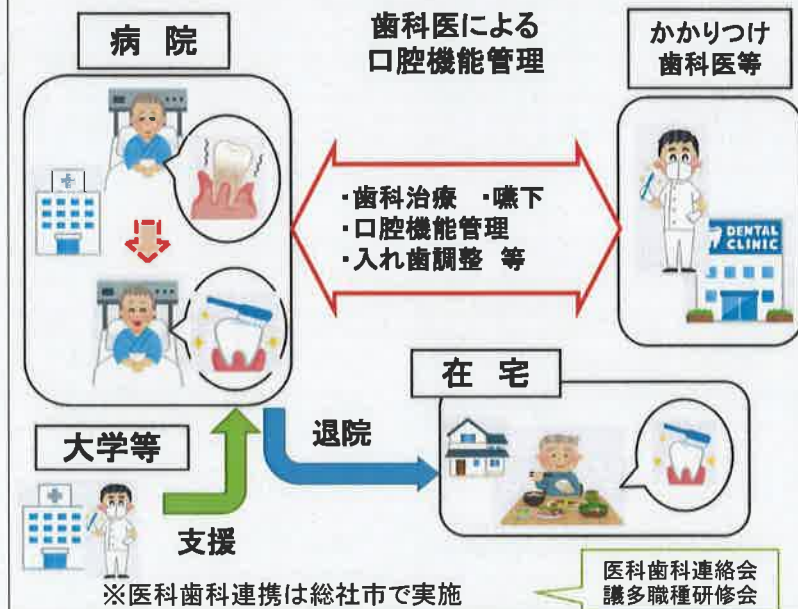
地域包括ケアの推進等



心と体の健康づくりの推進

入院中からの医科歯科連携

口腔体操・低栄養を地域で予防
 （愛育委員・栄養委員と連携）



令和元年度の取組：入院中から、嚥下や義歯・口腔ケア等の口腔機能管理について、歯科医等専門家のサポートを受けられる体制を整備するとともに高齢者等が低栄養とならない啓発や日常的に口腔体操を習慣化することにより口腔機能の低下を防ぎ、フレイル予防を行う。

5 HACCPによる衛生管理について

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年6月13日公布)の概要

改正の趣旨

○ 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化
国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。
2. HACCP(ハサップ)*に沿った衛生管理の制度化
原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。
* 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。
3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集
健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。
4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備
食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。
5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設
実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。
6. 食品リコール情報の報告制度の創設
事業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。
7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. は1年、5. 及び6. は3年)

HACCP方式と従来方式との違い

原材料の受入から最終製品までの各工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を連続的・継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。

これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。



【施行予定】 2020年1～6月
2021年までは従前の管理で可

岡山県の取り組み

	事業名	実績	うち備中保健所実施分
H27～29	HACCP普及講習 (基礎編)	延べ9回、816人	
H28～30	HACCP実践研修	延べ9回、219人	
H28～30	個別導入支援 (モデル事業)	H28 2施設 H29 4施設 H30 2施設	H28 (株)ポプラ岡山工場 H29 (有)まるみ麴本部 H30 布袋乳業(株)
H30～	衛生管理計画 作成支援	H30 講習7回、 現地指導44施設	H30 講習2回
H30	食品衛生責任者再 教育	H30 9回、525人	2回、184人

今年度の取り組み

▶小規模飲食店向け衛生管理計画作成支援研修会
県下で20回、うち備中保健所管内で4回

▶小規模製造業向け衛生管理計画作成支援研修会
(菓子、パン、旅館・ホテル、めん類)
県下で25回、うち備中保健所管内で5回

▶HACCP相談窓口の設置

・保健所衛生課 086-434-7026 平日8:30～17:15

・(公財)岡山県健康づくり財団 086-246-6261

平日9:00～16:00